

大学 ICT 推進協議会における内部組織規則

(平成 23 年 5 月 28 日 第 1 回通常総会決議)

(令和 6 年 5 月 22 日 第 1 4 回通常総会決議 一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般社団法人大学 ICT 推進協議会定款第 45 条の規定に基づき、一般社団法人大学 ICT 推進協議会（以下「協議会」という。）の内部組織について定める。

2 協議会の内部組織は、定款に定めるほか、この規則に定めるところによる。

(部会の設置等)

第 2 条 協議会の事業を効率的に行うため、事業内容に応じて部会を置く。

2 理事会で部会ごとに担当の理事を指定する。

3 部会の設置及び廃止は、理事会で定める。

(部会の主査及び副査)

第 3 条 部会に、主査及び副査を置く。

2 主査は、参加機関の構成員の中から理事会が指名する。

3 副査は、参加機関の構成員及び賛助会員に所属する者の中から主査が指名する。

4 主査は、部会を代表し、部会の運営を掌理する。

5 副査は主査を助け、主査が不在のときは主査の業務を代行する。

6 主査及び副査の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(運営委員及び協力員)

第 4 条 部会に運営委員及び協力員を置く。

2 運営委員は、参加機関の構成員及び賛助会員に所属する者の中から主査が指名する。

3 運営委員は、主査及び副査の業務を助け、部会の運営に関する業務を処理する。

4 参加機関の構成員及び賛助会員に所属する者は、協力員として部会の活動に参加し、協力することができる。

(部会の運営)

第 5 条 部会は毎事業年度末に、会長に 1 年間の活動報告書を提出しなければならない。

2 協力員の活動内容、活動方法等については、部会において定める。

3 その他、部会の運営方法等については、部会において定める。

(参与の設置等)

第 6 条 協議会に参与を置く。

2 参与は会長の求めに応じ、協議会の運営に関する事項について助言を行う。

3 参与は有識者のうちから、会長が指名する。

4 参与の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし会長の任期が 1 年未満の場合は会長の任期までとする。

5 参与はその職務に対して報酬を受けない。ただし職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。費用の弁償の額及び支給方法は役員に準ずる。

6 この規則に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、理事会において定める。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の内部組織に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年5月28日から施行する。
- 2 この規則は、令和6年5月22日に改正し、令和6年5月22日から施行する。